認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

令和　　年　　月　　日

　　朝　倉　市　長

申告者　　住　所

（納税義務者）ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　 氏　名

個人番号又は法人番号

電話番号( 　　　　 )

地方税法附則第15条の7第1項又は同条第2項に規定する固定資産税の減額を受けるため、朝倉市税条例附則第10条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 家屋の所在地 | 福岡県朝倉市 | 家屋番号 |  |
| 種類（用途） | 専用住宅・併用住宅・共同住宅 | 持家の種類 | * 一戸建て * マンション |
| 構造 | 木　造　・　非木造（　　　　　　　　　） | | 階建 |
| 床面積 | ㎡　（内居住部分面積　　　　　　　㎡） | | |
| 建築年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | | |
| 登記年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | | |
| 居住年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | | |
| 備考  　申告書の提出が新築した年の翌年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を記載してください。 | | | |

* 添付書類

長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する書類

（福岡県が発行した認定通知書の写し）

認定長期優良住宅に係る固定資産税申告書説明事項

1. **減額の対象となる住宅の要件**

①長期優良住宅の認定を受けた住宅　（**県知事による認定**を受けた住宅）

②平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅

③住宅の床面積が50㎡（一戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下

④店舗等併用住宅の場合、居宅部分の割合が延床面積の2分の1以上の住宅

1. **減額内容**

減額期間：　A　一戸建て　及び　賃貸住宅等　（B以外の住宅）　 **新築後5年間**

　　　　 　 B　3階建以上の耐火構造住宅　　　　　　　　　 　**新築後7年間**

減額範囲：　居宅部分に係る固定資産税額の2分の１の額

（1戸あたり120㎡相当分まで）

1. **申告方法**

住宅を新築された翌年の1月31日までに次の書類を添えて申告してください。

①認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

②長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する書類

「福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱」第17条第1項、第2項に規定する様式（様式１１、様式１２）の写し